十二　平成十九年総務省告示第六百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］
区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲	区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲
［1～250　略］	［1～250　同左］
251 / 削除	251 / (1)　岡山県倉敷市老松町３―３―１　(57.80) (2)　岡山県倉敷市連島町矢柄字北面平4790―１　(60.80) / 北緯34度35分48秒東経133度45分44秒の地点と北緯34度33分55秒東経133度43分24秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［252～305　略］	［252～305　同左］
［2～4　略］	［2～4　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

十三　平成二十年総務省告示第六百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］
区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲	区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲
［1～128　略］	［1～128　同左］
129 / 削除	129 / (1)　茨城県古河市尾崎4057　(83.10) (2)　茨城県坂東市沓掛東浦5012―１　(58.10) / 北緯36度10分47秒東経139度51分04秒の地点と北緯36度06分27秒東経139度53分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［130～219　略］	［130～219　同左］
［2～4　略］	［2～4　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	